平成２８年（フ）第１４１号
奈良県橿原市小槻町344番地の１　アクエールＡ203、前住所奈良県大和高田市曙町18番23号
破産者　宮本　敏博
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
新潟県燕市吉田幸町６番11号
破産者　春日　賀子
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２７号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池29番地265　ひかりグリーンハイツ１－Ｃ号、住民票上の前住所名古屋市天白区植田２丁目107番地　アーバンドエル植田　１号棟101号
破産者　ビーボーンこと　三浦　直登
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市河原町佐貫1128番２地
破産者　中村　孝則
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
福岡県遠賀郡水巻町下二西３丁目16番18号
破産者　石川　裕二
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２１５０号
大阪府高槻市津之江町２丁目12番36号
破産者　木之下虎太郎
１　破産債権の届出期間　平成29年４月10日まで
２　一般調査期日　平成29年５月29日午後２時
平成29年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１０号
大阪市住之江区西住之江１丁目３番２－807号
破産者　上林　誠三
１　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
２　一般調査期日　平成29年６月15日午後２時
平成29年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第２９０３号
大阪府東大阪市吉田６丁目２番53号
破産者　株式会社日建
１　期日　平成29年４月26日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第８３号
山口県周南市野村１丁目11番21号　セジュールとみとＡ－102号、前住所山口県周南市河内町５番11号
破産者　早川　時江
異議申述期間　平成29年４月26日まで
平成29年３月８日　山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２８２号
愛媛県松山市樽味４丁目１番40号
破産者　河合　浩
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年３月８日　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８３号
埼玉県坂戸市元町20番７号
破産者　河合美栄子
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年３月８日　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
川崎市宮前区土橋６丁目３番地３
破産者　柴原　秀久
免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
平成29年３月７日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０２４号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階
清算株式会社　四国中央陸運株式会社
代表清算人　安藤　憲利
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２００７号
東京都港区芝２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社ヨシカイファクトリー
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２８年（再）第１号
秋田県横手市平和町９番10号（商業登記記録上の所在地　秋田県横手市横手町字大関越80番地）
再生債務者　横手セントラルホテル株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年２月28日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年３月６日
秋田地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４５号
札幌市東区東苗穂９条１丁目11番７号
再生債務者　鈴木由佳里
１　決定年月日時　平成29年３月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月11日から平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１０号
さいたま市岩槻区府内２丁目23番28号
再生債務者　豊田　正孝
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月11日から平成29年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２号
千葉県印西市平賀学園台３丁目22番16号
再生債務者　嶋﨑　裕誉
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月11日から平成29年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部